

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月21日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330013

研究課題名（和文）人権保障と感染症政策—ハンセン病政策の日、ノル、中の比較調査研究

研究課題名（英文）Protection of human rights and an infection policy—The comparative study of Hansen's disease policy, in Japan, Norway, and China

研究代表者

井上 英夫（INOUE HIDEO）

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：40114011

研究成果の概要（和文）：ハンセン病絶対隔離政策を教訓として、感染症政策における人権保障のあり方を提示することを目的に、文献および調査研究を行った。主に(1)近現代の医療政策及び運用実態について明らかにすること、(2)国際的視点から医療政策と患者の権利に関する検討を深めることを通じ、次の成果があった。(1)については①ハンセン病政策史の展開から、日本は制定当時から国際的動向を無視したことを明らかにし、②他の医療政策下で起きた人権侵害につき、主に15年戦争時に焦点を当てて、その一部につき実態解明を行った。(2)については、①日本とノルウェーのハンセン病政策の異同を明らかにし、②健康権を具体化する国際的指標の検討を深めた。

研究成果の概要（英文）：The research purpose were to consider how the protection of human rights in precautions against infectious disease. Concretely, we considered by the following contents. (1) Analysis of the health care policies in modern times, and its actual condition. (2) Analysis of health care policies and the right of patient in International viewpoints. We got the following result through these. (1)-1The Japanese government ignored the international medicine trend in the first Hansen's disease law of Japan. (1)-2 The Japanese government had the fact of having infringed on the rights of patients under the health care policies in 15-year war. (2)-1Difference of the Hansen's disease policies of Japan and Norway, (2)-2 Study of Human Rights Indicators

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2010年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2011年度	2,400,000	720,000	3,120,000
年度			
年度			
総計	9,800,000	2,940,000	12,740,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：患者の権利

1. 研究開始当初の背景

エボラ熱、SARS、鳥インフルエンザ・新型インフルエンザをはじめとして、新たになお

かつ強力な感染症が人類の脅威となりつつある。しかしかつてのハンセン病政策のように強制隔離絶滅政策は、患者の人権保障の観点から許されるものではない。患者の人権を

最優先することは自明のこととしながらも、感染症対策における患者の人権と感染拡大防止が拮抗する際の原則、調整原理に関する調査研究が望まれていた。

先行研究としては、次の通りであった。第一に、近現代における医療政策下で行われた人権侵害の実態解明があった。第二に、感染症対策による重大な人権侵害を教訓とし、国内で患者の権利法制の議論が始められたところであった。第三に、国際的規模で近現代の医療政策史について、データベース化の動きがあった。これらをふまえ、本研究グループは、社会保障法学、国際人権法学、歴史学、社会学、生命倫理学らの研究分担者らと医学、ハンセン病回復者・療養所入所者有志とともに、研究交流を重ねてきた。

2. 研究の目的

ハンセン病政策の過ち等を教訓として、患者、家族そして人々の人権とりわけ健康権を保障する、すなわち患者の人権保障と感染拡大防止が拮抗する際の原則および調整原理を提示することをめざした。

研究期間内に明らかにしたいこととして、次のことをめざした。(1)近現代における感染症対策とりわけハンセン病政策の展開と実態の解明。(2)感染症政策における患者・患者家族の人権保障と感染拡大防止の措置が拮抗せざるを得ない場合の対応。その歴史的展開と現代的課題を明らかにする。(3)近現代における患者の権利、健康権に関する歴史的発展の理論的整理。(4)現代における感染症政策の人権保障のあり方。

3. 研究の方法

本テーマを二領域にわけ、法律学、医学、社会学、歴史学の観点から取りくむことを試みた。

(1)近現代における日本の医療政策および運用実態の変遷を明らかにすることをめざす。具体的には、①ハンセン病政策形成史、②「医の倫理」に関する歴史研究、③医療政策下での犯罪と患者の人権保障の研究、④医学教育の変遷である。

(2)国際的視点からみた医療政策と患者の権利に関する研究の整理を行うことをめざす。具体的には、①国際連合等の動向と健康権等人権思想の変遷、②ノルウェーにおける医療政策と患者の人権に関する研究等である。

日本との比較国として、主にノルウェーに

定め、日本には15年戦争時の満州も含む。

4. 研究成果

本研究において、次のような成果を得ることができた。最大の成果はノルウェーハンセン病政策と日本の同政策との異同を明らかにした点にある。「ハンセン病政策と患者の人権」をテーマに、ノルウェー現地調査、国際シンポジウムを通じ、両国のハンセン病政策及び患者の人権に関する歴史的展開と議論を整理し比較検討したことにある。

ノルウェー人研究者 Yngve Nedrebo 氏、Sigurd Sandmo 氏と、国立療養所長島愛生園入所者宇佐美治氏、らい予防法違憲国賠訴訟弁護団団長徳田靖之氏、城北病院名誉院長筋昭三氏により報告と議論が行われ、大きな反響があった。なお、この国際シンポジウムは、国立ハンセン病資料館共催で行い、2度開催された。

第1回目が東京都にて「ハンセン病医療政策と資料保存」を行い、第2回目が石川県にて「ハンセン病医療政策と患者の人権」であった。とりわけ第2回目の成果の一部は、『日本の科学者』(2011年1月号)にて公表した(研究分担者の他、宇佐美治「患者からハンセン病隔離政策を問う」、筋昭三「日本のハンセン病政策と医師、医学界の責任」、ユングベ・ネドレボ「患者の視点からノルウェーのハンセン病政策を振り返る」、シグール・サンドモ「国際的視点から捉えるノルウェーハンセン病政策とスティグマ」)。

さらに代表井上が『患者の言い分と健康権』(2009年)、『住み続ける権利』(2012年)、鈴木「公衆衛生と患者の人権」(『社会保障法27号』2012年)等にて、感染症対策における患者の人権と感染拡大防止が拮抗する際の原則に関する考察を公表した。

研究の方法にて二つにわけた研究領域の成果を具体的にみると、次の通りである。

(1)近現代の医療政策及び運用実態について、まずハンセン病政策形成史については、日本政府のハンセン病政策開始当時からその性格は財源に左右され、医学的な国際動向をふまえていなかったことを明らかにした。「医の倫理」、医療政策下で起きた犯罪の実態解明、医学教育については、主として15年戦争時に着目して考察し、当時の政治状況を反映した側面が強く、かつ医学的根拠をもたず日本独自の論理展開であったことを明らかにした(主に西山、土屋、中川(末永))。

(2)国際的視点からみた医療政策と患者の権利に関する研究については、健康権を具体化する指標に関する研究が進んだ。WHO等で新たに提示された政策的アプローチの意義と具体的指標を日本に紹介するとともに、

日本の医療政策及び現状について、健康権指標を用いて分析することが開始された（棟居）。また、ノルウェーにおける医療政策及び患者の人権研究については、前述のとおり日本との異同を明らかにした。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 21 件）

- ① 鈴木静，「公衆衛生と患者の人権－ハンセン病医療政策を例に」，社会保障法，査読有，27，2012，178－189
- ② 西山勝夫，「15 年戦争と日本の医学医療研究会『戦争と医学』第九次訪中調査報告 2011 年 9 月 13 日～17 日」，15 年戦争と日本の医学医療研究会会誌，査読無，12－1，2011，35－35
- ③ 中川(末永)恵子，「中国浙江省・崇村山・義烏における細菌戦被害の聞き取りの調査報告」，15 年戦争と日本の医学医療研究会会誌，査読無，12－1，2011，36－43
- ④ 中川(末永)恵子，「日中戦争期における対中国医療支援事業の変容－同仁会の医療支援について」，宮城歴史科学研究，査読無，68・69，2011，21－60
- ⑤ 井上英夫，「患者と人権－健康権を中心に」，文化連情報，査読無，390，2010，32－36
- ⑥ 井上英夫，「健康権の発展と課題－21 世紀を健康権の世紀に」，民医連医療，査読無，459，2010，76－88
- ⑦ 鈴木静，「ハンセン病医療政策と患者の人権－『癩予防ニ関スル件』制定に着目して」，日本の科学者，査読有，46－1，2011，6－11
- ⑧ 鈴木静，「満洲国における『癩』対策と国立療養所同康院に関する一考察－2009 年聞き取り調査等をふまえて」，行政社会論集（福島大学），査読有，22－3，2010，83－110
- ⑨ 西山勝夫，「『戦争と医の倫理』の検証を進める会の目指すもの」，月刊保団連，査読無，8 月号，2010，18－23
- ⑩ 棟居徳子，「国際社会における健康権保障の現状と日本の課題」，民医連医療，査読無，459，2010，13－18
- ⑪ 井上英夫，「健康権の発展と課題－21 世紀を健康権の世紀に」，民医連医療，査読無，459，2010
- ⑫ 棟居徳子，「日本における健康権保障の現状：健康権の指標から見た日本」，生存権研究センター報告（立命館大学），査読無，9，2009，38－50
- ⑬ 棟居徳子，「健康権保障における保健医療従事者の役割と人権保障の国際的動向」，月刊国民医療，査読無，270，2010，9－16

- ⑭ MUNESUE Tokuko，“cancer Control in Japan :A critical Appraisal from the Right to Health Perspective” Ritsumeikan Human Service Research，査読無，20，2010，147－162
- ⑮ 土屋貴志，「医薬品の承認制はパターンリズムか」，医学哲学医学倫理，査読有，27，2009，106－111
- ⑯ 中川(末永)恵子，「日中戦争期の同仁会による対中国医療支援」，日本の科学者，査読有，44－8，2009，42－43
- ⑰ 中川(末永)恵子，「戦時下日本の関東軍要塞が映す戦争犯罪」，日本の科学者，査読有，40－5，2009，47－53
- ⑱ 中川(末永)恵子，「戦争と医師」，月刊保団連，査読無，993，2009，40－43

〔学会発表〕（計 18 件）

- ① 中川(末永)恵子，「日中戦争期における対中国支援事業の変容－同仁会について」，宮城歴史科学研究会大会，2009 年 9 月 26 日，東北学院大学（宮城県）
- ② 中川(末永)恵子，「朝鮮植民地化過程における日本の医療進出」，日本科学者会議第 18 回総合学術研究集会，2010 年 11 月 21 日，KKR ホテル仙台（宮城県）
- ③ 土屋貴志，「医療と人権・入門編－『患者の権利』とはなにか」，じんけん SCHOLA（市民のための人権大学院）入門講座，2011 年 8 月 25 日，大学コンソーシアム大阪（大阪府）（招待講演）
- ④ 土屋貴志，「医学の研究開発と患者の権利－医薬品の治験を例に」，じんけん SCHOLA（市民のための人権大学院）入門講座，2011 年 8 月 26 日，大学コンソーシアム大阪（大阪府）（招待講演）
- ⑤ 鈴木静，「公衆衛生と人権－ハンセン病医療政策を例に」，日本社会保障法学会第 60 回秋季大会，2011 年 10 月 15 日，日本女子大学西生田キャンパス（神奈川県）
- ⑥ インタレストグループ報告：人権指標研究グループ（棟居徳子，芝池俊輝，神陽子，植田晃博，則武立樹），「人権の履行と促進と監視のための指標の活用」，2011 年 11 月 6 日，北海道大学（北海道）
- ⑦ 棟居徳子，「報告書” The Right to Health in Japan” で活用する人権指標について」，国際人権法セミナー，2012 年 2 月 4 日，大阪大学（大阪府）（招待講演）
- ⑧ 棟居徳子，「人権指標の活用意義と活用例」，国際人権法学会第 23 回研究大会，2012 年 2 月 23 日，外務省（東京都）（招待講演）
- ⑨ 西山勝夫，「中国における感染症と金子順－東大医学博士論文，ドイツ精神医学新計量法神経学会（DGPPN）の 2010 年の声明について，付：医学雑誌の偽善について」，ヒューマン・

セシックス研究会第10回研究発表会, 2012年
3月26日, 東京医科大学(東京都)

〔図書〕(計6件)

- ①井上英夫, 新日本出版社, 『患者の言い分と健康権』, 2009年, 総ページ数234
②井上英夫, 新日本出版社, 『住み続ける権利 貧困、震災をこえて』, 2012年, 総ページ数214

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 英夫 (INOUE HIDEO)
金沢大学・法学系・教授
研究者番号: 40114011

(2) 研究分担者

鈴木 静 (SUZUKI SHIZUKA)
愛媛大学・法文学部・准教授
研究者番号: 80335885
(H20 は連携研究者)

西山 勝夫 (NISHIYAMA KATSUO)
滋賀医科大学・名誉教授
研究者番号: 60077691
(H20 は連携研究者)

土屋 貴志 (TSUTSIYA TAKASHI)
大阪市立大学大学院・文学研究科・准教授
研究者番号: 90264788

中川(末永) 恵子 (SUENAGA KEIKO)
福島県立医科大学・医学部・講師
研究者番号: 10315658

棟居 徳子 (MUNESUE TOKUKO)
神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・講師
研究者番号: 50449526

(4) 研究協力者

宇佐美治 (USAMI OSAMU)
国立ハンセン病療養所長島愛生園入所者

筋昭三 (AZAMI SHOZO)
城北病院名誉院長

Yngve Nedrebo
在ベルゲン国立アーカイブズ所長(ノルウェー)

Arne Skivens
ベルゲン市アーカイブズ所長(ノルウェー)

Sigurd Sandmo
ベルゲン市学芸員(ノルウェー)